

議案第 6 1 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
健康増進課	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給順位を明確化するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律において、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大 （新たに兄弟姉妹が追加） されたことから、当該条例の一部を改正する必要が生じた。</p> <p>【関係法令】 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 86 号）</p> <p>【改正内容】 災害弔慰金を支給する遺族の順位（第 4 条第 1 項関係） 第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族 （兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。） を先にし、その他の遺族を後にする。 (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。 ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母 (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</p> <p>【施行期日】 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。</p>	